

# 農業用施設のための転用届出のしおり

平成17年11月1日作成  
越前市農業委員会

・農業用施設の建設のため農地転用の届出を行う際は、次の点に留意してください。

## 1 転用届出の対象

農地（田、畑）を農地以外にする場合には、農地転用許可が必要です。

但し、以下の場合においては、農業委員会に「農業用施設に供するための農地転用届」により届出を行うことにより、転用許可を得ることなく転用を行うことができます。

なお、現況が田畑でなくなっても、登記地目が田畑であれば届出を行う必要があります。

(1) 転用届出を行うことができるのは、耕作の事業を行っている転用対象土地の所有者です。権利の設定、移転を伴う場合（他人の所有地に農業用施設を設置したい場合等）には、農地転用許可申請（5条申請）が必要です。

(2) 転用届出を行うことができるのは、以下の場合です。  
申請人の農作物の育成・養畜事業のための農業用施設の建設  
（一般に、農作業小屋、農業機械格納庫、温室等がこれに該当します。）

（そのほか、自己の耕作事業に供する他の農地の保全・利用増進のための農業用施設についても転用届出で可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。）

(3) 転用可能面積は 200㎡未満です。

## 2 事前の確認

転用届出を行う際には、次のような項目について事前の確認を行ってください。

(1) 農業振興地域整備計画に定める農用区域に含まれていないか。  
農用区域内に所在する土地（いわゆる農振地域内の土地）は、転用の前提として、農用区域からの除外、用途変更等の手続きが必要です。  
なお、施設の面積が90㎡を超える場合など、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）による開発行為の許可手続きを別途要する場合があります。

(2) 転用事業の内容が都市計画法等、他の法規制に抵触しないか。  
建築を伴う転用事業の場合、建ぺい率や容積率に注意が必要です。また、都市計画法の地域地区や、都市計画事業、地区計画等の関係で建築等が不可能なものがあります。  
その他の法規制についても、事前に各所管機関への確認を行っておく必要があります。

## 3 事前の検討

農地の転用を行うことにより、次のような項目について取り扱いが変わります。優遇措置が受けられなくなる場合も含まれますので、事前に十分ご検討ください。

- (1) 固定資産税評価額の変更  
転用がなされることにより、宅地並み課税となります。
- (2) 相続税課税標準額の変更  
転用がなされることにより、評価方式、評価倍率等が変更される場合があります。
- (3) 相続税・贈与税の納税猶予の解除  
相続税・贈与税の納税猶予は、耕作の継続を要件としていますので、転用がなされることにより、猶予が解除され、納税の必要が生じることがあります。この際、定められた率による加算金が必要になります。

(4) 経営移譲年金の支給停止

転用がなされることにより、年金の一部が支給停止になる場合があります。

#### 4 関係者の同意等

農地の転用を行うにあたり、次の関係者の同意、了解をとるようにしてください。

(1) 耕作者

(2) 仮登記権者、地役権者

(3) 土地改良区

土地改良区から転用決済金を要求される場合があります。

(4) 地元の区、農家組合

(5) 隣接農地の所有者・耕作者

申請土地に隣接する農地がある場合、当該農地の所有者・耕作者全員の承諾書の提出が必要です。

#### 5 届出手続き

届出書は農業委員会に提出してください。随時受け付けています。

#### 6 届出書の作成

届出書には記載漏れ、記載誤りがないか、十分確認してください。

なお、次の添付書類が必要です。

	区 分	名 称
添付書類	必ず付けていただく書類	登記簿謄本（全部事項証明書）、付近図、地籍図、配置図、平面図
	小作人がいるとき	合意解約書の写し（一時転用等の場合にあつては「小作人の同意書」）
	部分転用のとき	実測図（求積図）
	隣接する農地がある場合	所有者・耕作者全員の承諾書
	※ 登記簿上の住所と一致しないときは、戸籍の附票、住民票写し 等が必要です。	

転用事業の内容によっては、このほか説明資料の提出が必要になる場合があります。農業委員会の指示に従ってください。

主な添付書類の手配先（必須のもの）	
登記簿謄本 （全部事項証明書）	→ 法務局
地 籍 図	→ 市税務課 又は 法務局

#### 7 届出後の手続き

転用事業の完了後は、「工事完了届」を提出し、農業委員会の確認を得る必要があります。

なお、転用事業は届出の内容で行われることが必要です。違背した場合は農地法違反となりますので、遵守してください。

お問合せ

越前市農業委員会

福井県越前市府中一丁目13-7

〒 915-8530（越前市役所農政課内）

TEL (0778)22-3009 直通

農業用施設に供するための農地転用届

農業用施設の利用に関する説明書

越前市  
武生市 農業委員会 会長 殿

平成 年 月 日

届出者 氏名

届出者 氏名 (印)

下記により農地を農業用施設に供したいので、転用の届出をします。

記

1 届出者の住所及び職業等

住 所	年 齢	職 業

2 転用しようとする土地

土地の所在	字	地 番	地 目		面 積 (m <sup>2</sup> )	耕 作 者 の 氏 名	備 考
			登記簿	現 況			

3 転用計画

(1) 転用事由の詳細	用 途	事由の詳細		
(2) 施設の利用期間	平成 年 月 日から 年間			
(3) 転用の時期及び概要	工事計画	着工 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
		名 称	棟 数	所要面積 (m <sup>2</sup> )
	土地造成			
	建築物			
工作物				

4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設概要

--

1 現有の農業用施設の明細

所 在 地	敷地面積	施 設 名 称	構 造	面 積	利 用 率
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

2 今回新たに設置を必要とする理由

--

3 当該地を選定する理由

--

4 今回新たに設置する施設の内容

施 設 名 称	構 造	面 積	棟 数	備 考
		m <sup>2</sup>		

5 届出者の農業経営の状況

(1) 経営面積 (m <sup>2</sup> )	区 分	田	畑	樹園地	計	採草放牧地	その他
	自作地						
	小作地						
	貸付地						
(2) 農業従事者の状況	区 分	氏 名	従事日数	氏 名	従事日数		
	世 帯 構 成 員						
		雇 人					

隣接農地承諾書

工事仕様書

農地法の規定による農地転用申請の 譲受人 住所  
(申請人) 氏名 ⑩

譲渡人 住所  
氏名 ⑩

農地転用申請における 転用目的 \_\_\_\_\_

農地転用申請の土地の表示

大 字	字	地 番	大 字	字	地 番
町	字		町	字	

上記のとおり農地を転用することについて、次の条件により承諾します。

平成 年 月 日

右の工事仕様書のとおり履行すること。  
 条件を付しない。

隣接農地の表示、所有者・耕作者の住所氏名

越前市 <del>武生市</del>	町	字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名 ⑩
越前市 <del>武生市</del>	町	字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名 ⑩
越前市 <del>武生市</del>	町	字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名 ⑩
越前市 <del>武生市</del>	町	字	番	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 耕作者	住所 氏名 ⑩

1. 隣接地との土留は次のとおりにする。

2. 申請地の埋立地の土盛は何 cm にする。

3. 建物、構築物は隣接農地から次のとおり離れて建てる。

4. その他

農地転用の許可があり、工事施行をする場合は、上記の事項について私が責任をもって履行します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

連絡方法